

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	<p>統-69。『吹田市のHPに吹田市庁舎の建設記録を要望』</p>	<p>・吹田市庁舎の低層棟は、1963年(昭和38年)吹田市役所-新庁舎(低層棟)完成から60年目(還暦)になり節目の年です。これは、木造庁舎の一部が1955年(昭和30年)に焼失によるものです。昭和38年頃の人口は18万人?の時代で記念すべき年です。</p> <p>・吹田市庁舎は、吹田町が周辺の町との合併により吹田市が発足しましたが、市制施行当時の市庁舎は吹田町の役場だったと記憶が有り(後に済生会吹田病院?)、最初は泉町に木造の庁舎建設⇒低層棟⇒中層棟⇒高層棟の建設と変遷。</p> <p>・吹田市庁舎の低層棟の計画は、当初は5階建て(エレベーターも設置)が3階建に変更。これは、財政的な問題でやむなく3階建に変更されたものと推測します。</p> <p>⇒吹田市のHPには、何の記録が有りません。市庁舎の建替え計画のみです。</p> <p>市HP⇒吹田市の紹介⇒市のプロフィール⇒吹田市の沿革のサイトには、市庁舎建設の記述が皆無です。</p> <p>・吹田市で生まれ育った私は、身近な歴史・出来事を知る事により、先人の苦勞・努力・功績が分かり、吹田市への愛着の気持ちが沸きます。記録は後世に引き継ぐ必要があると考えます。歴史を大切に作る吹田市になって欲しいです。</p> <p>1)吹田市のHPにアーカイブのサイトを要望。加えて、吹田市のHPの掲出位置を繰り上げて、市民の目に触れ易くするためにも、“吹田市の紹介”のサイト内をお願いします。</p> <p>2)記念式典などのイベントの開催の要望。</p> <p>⇒後藤 吹田市長様は、何らかの指示をお願いします。</p> <p>3)イベントの開催時には、当時の写真等のパネル展示などの開催を要望。出来れば、開発前の写真 or 地図がありましたらお願いします。</p> <p>※今回の投稿は、後藤市長様が10月21日に済生会千里病院の創立20周年記念式典・祝賀会に出席される事を知った事によるものです。</p> <p>※添付の関連画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>回答が遅くなり申し訳ありません。</p> <p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>本庁舎につきましては現在改修工事を実施しており、市ホームページにおきまして、そちらの進捗状況を掲載しています。今後、当該ホームページの充実につきましても、検討をいたします。</p>	<p>総務室</p>	<p>R5.10.16</p>	<p>R5.11.1</p>

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
2	【再依頼】証明書等の証明書欄の削除	<p>吹田市シティブロモーション推進室と以下のやりとりを行いました。</p> <p>10月18日 ○○→吹田市シティブロモーション推進室          知り合いがすいたんの着ぐるみやデザインの際に、書類が手書きであり苦労したと聞きました。ホームページを確認したところ、それぞれの申請書にボールペンでの記載や捺印について書かれています。本当に必要なのでしょうか？</p> <p>要領には記載がみあたらないですし、メール申請可能な点と矛盾しています。無駄な手間がかかるだけなので、必要ないのだったら、様式を差し替えてほしいです。必要なのだったら、どのような理由からなのか知りたいですし、要領にも明記してほしいです。</p> <p>10月19日 吹田市シティブロモーション推進室→○○          お問い合わせありがとうございます。          吹田市シティブロモーション推進室です。          吹田市イメージキャラクターすいたんの着ぐるみ貸出申請書およびデザイン使用申請書の記入例にしまして、ご意見いただきありがとうございます。</p> <p>誤解を招く内容となっており、大変失礼いたしました。          下記の内容で対応させていただきます。          ・ボールペンでの記載にしまして、「手書きの場合は」と追記いたします。          ・捺印にしまして、文言を削除させていただきます。          今後ともよろしくお願いたします。</p> <p>10月19日 ○○→吹田市シティブロモーション推進室          吹田市役所 都市魅力部シティブロモーション推進室 御中          早急な返信ありがとうございます。          ・ボールペンでの記載にしまして、「手書きの場合は」と追記いたします。          ・捺印にしまして、文言を削除させていただきます。          まだホームページが修正されていないようですが、いつ修正されるのでしょうか。          修正が完了次第、お知らせください。</p> <p>ボールペンの記載を残す必要があるのかどうか疑問は残ります。          吹田市全体でボールペンで記載するように申請書に明記されているのでしょうか。          また、以前に「申請書等の証明書欄の削除」を依頼しておりましたが、本件も誤解を招く表現が残っていたと思いますので、市民の声にも投稿します。          関係部門との連携をお願いします。  <a href="https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page/001/024/212/R5.2.pdf">https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page/001/024/212/R5.2.pdf</a></p> <p>以前に捺印に関して誤解を招く表現はやめていただくように全庁的に見直しを依頼しましたが、本件は対象外なのでしょうか。なぜ、見直しがされていないのかご説明をお願いします。          再度、全庁的な見直しをおこなってください。</p>	<p>本件に関するホームページの修正等について          ホームページの修正につきましては、本日完了いたしましたのでお知らせいたします。お問い合わせから修正までにお時間を頂戴し申し訳ございません。</p> <p>手書きでの申請時にボールペンでの記載につきましては、申請書の改ざんや書類保管時に申請内容が不明なることを防止するために、お願いしているものです。          (担当:シティブロモーション推進室)</p> <p>押印欄の全庁的な見直しについて          令和5年2月9日に押印見直し後の申請書様式等の確認について全庁的な依頼があり、当室でも確認いたしました。捺印まで認識が及ばず、修正ができていなかったものです。          (担当:シティブロモーション推進室)</p> <p>申請書等につきまして、御意見いただきありがとうございます。          本件につきましても、既に捺印を廃止した書類であり、対象でございません。</p> <p>以前いただきました御意見を受け、捺印不要などの見直しを行った申請書等につきまして、見直し内容の反映や記載方法の丁寧な説明など、見直しの趣旨に沿った御案内となるよう庁内に周知しましたが、今一度確認を行うよう、全庁的に周知いたします。          (担当:企画財政室)</p>	企画財政室、シティブロモーション推進室	R5.10.20	R5.11.1
3	北千里周辺のピアノ池付近での歩きタバコについて	<p>10月15日17時20分頃、北千里駅からピアノ池に向かう制限30キロの市道で英字プリントのTシャツを着た上下黒の20~30代くらいの若い男がアイコスのようなものを吸っていた。          市職員の巡回だけではもはやモラルや治安の悪化は防げない。          市道に数枚目立つようにデカデカと禁煙の看板を貼るべき。          そして、巡回して注意するときになぜ吸っていたか聞くべきだ。          禁煙であることを知っていたかどうか重要。</p>	<p>ご指摘の道路付近にはガードレールがなく、路上喫煙防止を呼び掛ける看板を設置することは困難ですが、今後も粘り強く啓発に取り組み、不適切な喫煙の防止活動に努めてまいります。</p>	環境政策室	R5.10.19	R5.11.2

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
4	<p>続-71。『読書週間』での取組を吹田市に要望</p>	<p>「読書週間」10月27日から11月9日までの2週間にわたり、全国で読書を推進する行事が集中して行われます。          ・吹田市では春に、こどもの読書週間として取組が行われましたが、秋の行事は皆無です。図書館だけでは無く吹田市としての取組が必要と思います。          →添付画像。吹田市の「読書週間」検索結果、秋の取組は皆無。          ・私が小中学生時代には、「読書の秋」の言葉もよく聞き、学校でも「読書週間」が言われ、街には関西発祥の“貸本屋さん”がありよく利用しました。          ・今日のニュース、「小学生～高校生の読書行動実態、2万世帯」⇒1日の読書時間が「0分が49%」。本が少ない家庭では、この傾向が…。逆に5割の人は本を読んでいる。          [他市の多彩な催し]          ・図書館のバックヤード見学、職業体験、資料や情報の探し方、調査・相談、          ・0歳児から小学生とその保護者。絵本講師や図書館司書による絵本の読み聞かせ。          ・やさしい手作り絵本講習会 ～お話作りから製本まで～世界で1冊だけのオリジナル絵本作成。          ・小学生以下～ちいさい秋みつけた～図書館内に隠されたお宝探しゲーム。          ・おたのしみ工作。「いろいろがね」。「牛乳パックを使ったびっくり箱」。          ・物語りの読み聞かせと、その物語りに関連する工作。対象：中学生以下          ・布でできた「さわる絵本」や点字図書、障がいのある方が書いた本などの展示。          ・点字名刺作り、視覚障がいを持つ方や高齢の方が読書をする際に役立つ補助機器用品の展示。          ・読書バリアフリー講演会。テーマ「知的障害者の読書を支援する分かり易い図書と代読ボランティアの養成活動」          ・誰もが楽しめるバリアフリー映画上映会。聴覚障害者用日本語字幕・視覚障害者用音声ガイド対応の2021年作品「コーダあいのうた」を上映。手話通訳、磁気テープもあり。          ・大人の本の福袋。スタッフが選んだ大人向けの図書を中身が見えないよう袋に入れ、一言コメントを添えて貸出し。          ・例年好評の「大人向け読書手帳」を配布。          ・本と雑誌のリサイクルブック市。図書館での役目を終えた本・雑誌を無償で提供。          ・府立高等学校の図書委員会より1500冊の寄贈。家に眠っている本を活かしたいという思いから、呼びかけ集めた本を図書館に寄贈。          ※広報課へ供覧願います。           ※添付の関連画像は別メールにて送信。           ※写真については、公表していません。</p>	<p>吹田市立図書館では、毎年「読書週間」にあわせ、その期間の前後に「子どもと本のまつり秋の講演会」及び「図書館講座じゅずつなぎ」を行っております。今年も10月21日から11月26日にかけて、吹田市立図書館各図書館において上記の講座を開催しております。          しかしながら、上記の企画の広報物に「読書週間」の文言を記載しておりませんでした。来年度からは記載するよういたします。</p>	中央図書館	R5.10.30	R5.11.4
5	<p>北千里駅周辺での歩きタバコについて</p>	<p>10月21日11時05～10分頃、北千里駅に向かう市道のピアノ池付近から公社1棟にかけて上は黒のインナーに灰色の上着、下は薄いグレーのズボンを履いた60～80代くらいの高齢男が歩きタバコをしていた。          当方証拠動画を撮影している。          来た方向からおそらく府営住宅の住人と思われる。          このような事案が特に昼間に増えているので、職員の巡回頻度を増やしたり、看板や張り紙の増設、HPやその他の場所での路上喫煙禁止の広報をお願いします。</p>	<p>いただきました情報につきましては、引き続き指導員活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R5.10.23	R5.11.6

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
6	山五小学校と山三小学校の統合による自転車通学要望	<p>学校規模適正化で、山五小学校と山三小学校が統合することにより、山五小学校の子どもたちが山田中学校ではなく、西山田中学校に通うことになる、とのこと。</p> <p>9月16日の説明会では、かなり遠くなるため自転車通学を要望したところ、他市では2km以上で自転車通学を可能としている所が多いのでそれは考えておりません、という市からの回答でした。</p> <p>10月14日の説明会でもらった資料には、山五小学校校区から西山田中学校まで1.4km～1.9kmであり、徒歩での通学が困難とは言えないこと、又、他にも通学距離が長い地域があることから、徒歩通学で自転車通学はできない、とありました。</p> <p>実際は2km以上の所があります。</p> <p>自転車通学をさせたくないからといって資料に虚偽内容を載せるのは許せません。</p> <p>その事を直接、市の方に伝えたら「直線距離の所もあるので…」と言いつて訳をされました。</p> <p>人は直線距離ではなく道なりを歩くものではないでしょうか！</p> <p>他の学校との兼ね合いがあるのなら、そこも自転車通学を認めてあげたらいいかですか？</p> <p>中学生は毎日約10kgの荷物を背負って通学しています。</p> <p>定期テスト前後になると置き勉(学校に置いて帰ってもOKな教科書類)も持って帰り、また持っていかなければなりません。</p> <p>雨が降れば傘もささなければなりません。</p> <p>昔とは気温も花粉などの環境も体力も(コロナ禍で)違います。</p> <p>2km以上で可能としても、そんなに多くの人数にはならないのではないのでしょうか？</p> <p>不登校も増えてきている中、負担を軽くしてあげて欲しいです。</p>	<p>今回の統合に伴い、中学校区が変更になり、学校までの距離が相対的に遠くなることについては、保護者の皆さんがご懸念されていることと認識しております。この距離的な面に配慮し、経過措置として当分の間、西山田中学校、山田中学校のいずれかを選択できることとしています。</p> <p>なお、通学路につきましては、現地調査を行うなど状況把握に努めているところですが、通学距離についてはルート検索サイトを用いて距離を算出したものとなっています。</p> <p>説明会においても同様のご意見がございましたので、自転車通学につきまして再度検討をしましたが、山五小エリアからの距離、市内の他の中学校の通学距離等を総合的に判断し、現時点では徒歩通学とする予定です。</p> <p>ご指摘のとおり、昨今の気温等については、検討課題として認識しておりますので、市全体の通学の在り方については、今後検討させていただきます。</p>	教育未来創生室	R5.10.23	R5.11.6
7	ピアノ池から府営吹田藤白台住宅3棟周辺での歩きタバコについて	<p>10月22日18時55分～19時00分頃、北千里駅近くのピアノ池から府営吹田藤白台3棟集会所と3棟駐輪場を抜け、エントランスにかけて緑色の帽子をかぶった50～70代くらいの男がアイコスを吸っていた。</p> <p>この男は私が上がった後に見ると府営吹田藤白台住宅3棟の〇〇階で降りたので〇〇階に住んでいる住人だ。</p> <p>該当人物の特定の上、吹田市より戸別訪問し厳重注意をお願いします。</p> <p>一体今月何件の喫煙案件が出てると思ってるんだ。今月。</p> <p>私が把握しているだけで7件も出ている。</p> <p>行政は職員の巡回を強化しますばかりでやる気あるのか。</p> <p>職員の巡回だけではもはや効果が薄いからこの現状だ。</p> <p>それに以前からもっと抜本的な対策をしてほしいと言っている。</p> <p>私たちの通報活動と行政の巡回活動などの効果で去年？はほぼ0になっていたのに、今年に入ってまた激増している。これからも違法喫煙を撲滅するために活動を続けていく。</p>	<p>いただきました情報につきましては、引き続き指導員活動の参考とさせていただきます。</p> <p>今後も粘り強く啓発活動に取り組み、喫煙マナー向上への意識の醸成を図ってまいります。</p>	環境政策室	R5.10.23	R5.11.6

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
8	山五小学校、山三小学校に統合について	<p>一昨年、引っ越してきました。(元々、私は地元です)          子どもが生まれたので、小学校が少人数、小学校と中学校が近い。という理由が魅力的でこちらに家を買いました。今はまだ未就学児です。          山五小学校の人数が少なすぎる為の統合、という理由、なんとか理解しました。          山三と統合、も致し方ないところがあるかもしれない。と理解しました。          しかし、中学校が西山田中学校というのが全くもって理解できません。          山三小の児童でも遠いのに、さらに遠い山五小の児童がそこへ通うのは現実的にあり得ません。考えられない。遠すぎます。          今の夏の温度、熱中症などを考えると、子どもにこの遠い通学路を通わせる、そんな大人が居ていいのか。          中学校にもなれば部活もある。          運動して疲れて帰るといふ時もあるでしょう。          以前、他のところで部活帰りに倒れて亡くなった女の子が居ました。          そんな子をまた出すつもりでしょうか。          遠い通学路、今のご時世、なにか事故、事件に巻き込まれないか。危険が高すぎます。          山五山三ともに西山田中学校より山田中学校が近い。(山三地区の児童も山田中学校の方が近い子が多い)山五地区なんて山田中学校の横。徒歩2.3分から10分が、西山田になると子どもの足では30分くらいかかるのではないかと。          統合された山三全体を山田中学校へ進学にすれば、山田中学校の児童は多くなるが、それに対して何か対策をしていく。通学路の危険度を高めるか上げるより、よほど良いと思います。          このまま統合を進め、中学校が西山田になり山五地区の児童の通学時になにかあった時、統合を進め最終決定した、今の教育未来創生室室長並びに、後藤市長はどう責任を負って下さるのか。          ご意見をお聞きたいと思います。</p>	<p>子どもたちにとってより良い教育環境を実現するため、学校規模適正化に現在取り組んでいるところです。今回の統合に伴い、中学校区が変更になり、学校までの距離が相対的に遠くなることについては、保護者の皆さんがご懸念されていることと認識しております。          今回、この距離的な面に配慮し、経過措置として当分の間、西山田中学校、山田中学校のいずれかを選択できることとしています。          説明会においても同様のご意見がございましたので、自転車通学につきまして再度検討をしましたが、山五小エリアからの距離、市内の他の中学校の通学距離等を総合的に判断し、現時点では徒歩通学とする予定です。          ご指摘のとおり、昨今の夏の気温等については、検討課題として認識しておりますので、市全体の通学の在り方については、今後検討させていただきます。</p>	教育未来創生室	R5.10.24	R5.11.6
9	職員の対応	<p>納税課の〇〇さん。          何なんですか？あの高圧的な物言い。          弱い市民へ対してのイジメですか？          それとも自分のストレス発散ですか？          もう疲れました。          死にたいです。          後藤市長はどうお考えですか？</p>	<p>市税の納付相談につきましては、相談者の生活状況・収入状況等の聞き取りを行い、その内容を基に分割納付等の相談に応じさせていただきます。          今後とも納税者の立場に立った、納付相談に努めてまいります。</p>	納税課	R5.10.25	R5.11.6

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
10	JR吹田駅近くの噴水の維持管理について	<p>噴水の維持管理についての質問と意見です。 JR吹田駅前の噴水(メロード吹田二番館、駐輪場出入り口の裏)について、いつ見ても水が出ておりません。それどころか、タバコの吸い殻が捨てられていることもあります。 噴水制御盤には電源が入っていますが、異常表示のままです。 吹田市として管理、点検されているのでしょうか？ すぐに修理できないとしても、せめて電力の無駄や故障による事故を防ぐために一時的に電源を切ってはいかがでしょうか。 現在計画されているブーメランストリートの一帯整理の時期でもよいので、ぜひ綺麗に修理して欲しいです。</p>	<p>平素は本市道路行政にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。 頂いたご意見について以下のとおりご回答申し上げます。 ご指摘の噴水については、排水が円滑に機能しないことによる、道路上排水が発生するなどの問題から運用を停止しております。 また、道路清掃については定期的なパトロールのなかで必要に応じて実施しておりますが、市内全域の範囲では、行き届かないこともあるのが現状となっております。 なお、電源の遮断については機能上可能であるか確認してまいります。 維持管理業務のなかで、街の美観が保たれるよう努めてまいります。</p>	道路室	R5.10.23	R5.11.7
11	分割納付中の差押	<p>国民健康保険の分割納付につき、分割納付計画書及び分納誓約書に、納付計画通りに履行している場合でも常に財産調査を行う旨及び差押を行う旨を記載下さい。現に交付されている分割納付計画書及び分納誓約書では、計画書通りに履行していれば差押はされないものと考えてしまいます。</p>	<p>現在お電話や窓口で分納の御相談をいただいた際に、分納中であっても財産調査を行い、財産が判明した場合には差押も行うことについて説明しているところでございます。 しかし今回頂戴しました御指摘のように、分割納付計画書(控)及び納付誓約書(返送用)に財産が判明した際は差押を行う旨を記載することで、より一層御理解いただけるものと考えております。 今後、御指摘のように、分割納付計画書(控)及び納付誓約書(返信用)に財産差押の件につきまして記載するよう検討してまいります。 貴重な御意見ありがとうございました。</p>	国民健康保険課	R5.11.2	R5.11.8
12	職員の伝達ミス	<p>保育園の新年度申込年月の締切について、窓口で間違った日程を回答されたため締切に間に合わなかった。後日電話してその旨お伝えしたところ、絶対言っていないの一点張り。特にファーストコンタクトの方は、横柄な態度、名前を聞いてもなかなか名乗らず。その後、別の人と話を詰めて行くと応援の人もいたので曖昧な答えで、最後は担当者本人が覚えていたらという回答。誠意も感じない上に、あくまでこちら側の誤認という姿勢を崩されなかったことが非常に残念です。</p>	<p>はじめに、電話対応時に不快な思いをさせてしまったことにつきまして、心よりお詫び申し上げます。今後の丁寧な電話対応について、改めて室内で周知徹底を図ってまいります。 また、窓口対応につきましても、引き続き、市民の方に誤解を招くことがないように、丁寧な対応に努めてまいります。</p>	保育幼稚園室	R5.10.27	R5.11.9



令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
13	<p>続-73。10月27日掲出の市HPタイトル『インフルエンザに注意しましょう』の改善要望</p>	<p>10月4日のHP(Top頁)に掲出のタイトルが全く同じ。サイトを開くと更新日が10月27日ですが、追加・変更点の有無の記載がありません。⇒「再周知」と判断されます。            ⇒添付画像-1。タイトルが同じ。            1)健康医療部 地域保健課は、このサイトを掲出された目的は何ですか。            2)[追加・変更点]が有る時は、タイトルに概略の付記を願う。またサイトの冒頭に「新着情報欄」の枠を設けて[追加・変更点]の内容が市民に分かるように願います。            ⇒添付画像-2。サイトのタイトルが10/4掲出と10/27掲出時で変化、・サイトの冒頭記述「[前略]患者報告数が流行期入りの目安となる1人/週を超えて…」は同じですが、タイトルが、10/4は「流行警報レベル」⇒10/27は「流行中です」に変化。            ⇒吹田市の感染者は、メディアの感染拡大報道と異なり、減少傾向と受け止められます。            ⇒追加・変更が有る場合で、HP(Top頁)のタイトルが同じであれば、スルーされる可能性が有り、周知漏れの懸念が。            3)10月17日のニュース「飛び降り」など子どもの「異常行動」に注意を ⇒留意点の注記が必要。            厚生労働省では、万が一の転落等の事故を防ぐために、発熱から少なくとも2日間は、特に小児、未成年者が容易に住居外へ飛び出さないために、「玄関や窓を確実に施錠する」「ベランダに面していない部屋で寝かせる」「一戸建てに住んでいる場合は、できる限り1階で寝かせる」などの対策を呼びかけ。            4)10月19日のニュース「早くも流行！インフルエンザ 深刻な医薬品不足で年内絶望的」            ⇒インフルエンザに罹らない事が重要。マスクの着用が大切。先日、梅田から20時の通勤時間帯の電車に乗りましたが、マスクをされていない方が多いです。            ※広報課・情報政策室へ供覧願います。             ※添付の関連画像は別メールにて送信。             ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>【ご質問(1)の回答について】            大阪府内のインフルエンザ患者の定点報告数が増加傾向であったため、市民に広くインフルエンザの注意喚起及び感染予防策を啓発する目的で、10月4日にホームページへ掲載したものです。また、10月27日は、その関連リーフレット等を新たに追加掲載したものです。            御指摘のとおり、タイトルが同じであり、どの情報が更新されたか分かりにくいため、掲載内容については、修正いたします。</p> <p>【ご質問(2)の回答について】            ホームページの「新着情報欄」のタイトルを追加・修正・変更と市民に分かりやすいように修正いたします。また、サイトのタイトルも同様に分かりやすい表記に努めます。インフルエンザの流行状況については、大阪府感染症情報センターが示す表現を使用することとします。</p> <p>【ご質問(3)の回答について】            ホームページへの掲載方法について改善を行ってまいります。</p> <p>【ご質問(4)の回答について】            情報発信を必要な時期に行うよう努めていきます。インフルエンザの流行状況を発信するとともに、マスクの着用、咳エチケット、こまめな手洗い、ワクチン接種等、有効な感染予防策についても引き続き、ホームページや市のSNS等を通じて啓発いたします。</p>	地域保健課	R5.10.31	R5.11.9
14	<p>せせらぎの道と総合運動場について</p>	<p>せせらぎの道について。南側の歩道(きじま歯科の向かいあたり)で葉っぱが詰まっているのか歩道はもちろん車道にまで水が溢れています。大きな水溜まりができていたので対応をお願いします。            総合運動場について。陸上競技大会などで夜までスタートの際のピストルが鳴っているので、せめて夜はピストルの使用をやめて欲しいです。それ以外の時間でもピストル音は驚くのでポスティングで開催予告をお願いします。また、夕方から夜にかけてサッカーなのか分かりませんが、ボールの音と一緒にコーチか監督が怒鳴るような声が聞こえます。言葉遣いが良くなく、聞こえてくるとかなり嫌な気持ちになるので市の方からも言葉遣いの指導をお願いします。</p>	<p>せせらぎの道について            当該箇所について清掃を行いました。御連絡ありがとうございました。            (担当:道路室)</p> <p>総合運動場について            陸上競技大会のスタート時におけるピストルの使用については、競技の特性上必要となりますが、現在は電子ピストルを使用し、音量を抑えております。近隣の皆様には御理解いただきますようお願いいたします。            また、利用者の言葉遣いにつきましては、施設管理を行っている指定管理者へ共有し、利用団体へ周知いたします。            (担当:文化スポーツ推進室)</p>	文化スポーツ推進室、道路室	R5.10.30	R5.11.10

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
15	統-70。10月27日掲出の市HPタイトル『医療機関向けページ』の改善要望	<p>10月1日のHPに掲出とタイトルが同じ。サイトを開くと、新型コロナウイルス感染症に係る内容でした。⇒添付画像-1参照。</p> <p>サイトの冒頭には、「令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置づけ変更に伴い[後略]」…の文言が。</p> <p>⇒医療機関には、内科・整形外科・眼科・歯科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科…いろいろ有ります。このタイトルでは、全ての医療機関が対象になります。</p> <p>1)健康医療部 地域保健課は、タイトルにコロナ関連である事の具体性をもたせて対象者に分かり易くされて、医療機関に無駄なクリックをさせないためにも…。</p> <p>2)サイトの更新日が10月27日であり、文書量が非常に多く変更点・追加点に分かるようにサイトの冒頭に“新着・更新情報”の枠が必要だと思います。</p> <p>⇒現状では[再掲][再周知]の場合のルールが策定されておらず、[更新]の表示がされており他のサイトを含めて対象者の方は、サイト内の情報の全ての変更の有無の確認が必要となります。</p> <p>⇒加えて、変更点がある場合は、医療機関への周知漏れを無くすためにもタイトルに変更点の付記が必要。</p> <p>3)DX時代に取り組んでおられる情報政策室にお願い。事業者・市民に発信する情報はHPが大切です。発信する情報が事業者・市民に正しく、分かりやすく届く事が求められます。</p> <p>⇒広報課と、協議願います。 ※この項は、10月13日投稿の[統-65-2]でお願いをしましたが、回答が有りませんでした。</p> <p>※広報課へ供覧願います。 ※市民総務室の方へ、「供覧先への転送でお手数をお掛けしております。」</p> <p>⇒添付画像-2。[再掲]の表記</p> <p>※添付の関連画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1及び2について</p> <p>新着更新情報にある10月1日更新分の医療機関向けページは、すでに表示しなくなっていますが、10月27日分については、御指摘のとおり、関係機関が分かりやすい表記へ修正しました。</p> <p>(担当:地域保健課)</p> <p>3について</p> <p>情報政策室にて回答希望とのことですが、広報課から回答いたしません。</p> <p>市HPではさまざまな市政情報を発信しており、日々、市民のみならずから様々な観点の御要望をいただいております。引き続き、多様な御意見、ニーズを参考にしながらわかりやすい情報発信に努めてまいります。</p> <p>(担当:広報課)</p>	広報課、地域保健課	R5.10.30	R5.11.10
16	北千里駅前再開発事業について	<p>タイトルの件について、説明会に参加させてもらいました。</p> <p>そして意見したいことや提案、要望等微細なことも含めるととてもじゃないですが、あの場で挙手することは出来ず、また、こちらも字数制限があるようですので</p> <p>ひとまず、字数制限の無い北千里駅前再開発事業に特化した、意見投稿フォームを整備してもらえませんか？</p> <p>説明会、意見交換会には今後毎回参加させてもらいたく、都度、質問や意見は増えるかと思われます。</p> <p>是非とも専用のフォームの整備、よろしく願います。</p> <p>フォームが完成し次第、20でも30でも意見提案させてもらいたく、重ねてよろしく願います。</p>	<p>市政に対するご意見・ご要望については、今回ご利用いただきました「市民の声」送信フォームのほか、各室課への直接のお問い合わせについては、各室課専用の問い合わせフォーム(2000文字以内)も設置しておりますので、ご活用を検討いただくと幸いです。</p> <p>北千里駅前の再整備につきましては、民間施行の市街地再開発事業として、都市計画決定等の法的手続きの支援などに取り組む予定ですが、事業の計画につきましては、事業検討主体である北千里駅前地区市街地再開発準備組合が検討を進めていくものです。</p> <p>ご意見いただきました北千里駅前市街地再開発事業に特化した意見投稿フォームにつきまして、本市として設置する予定はございませんが、北千里駅前の市街地再開発事業に関する本市へのご意見につきましては、担当部署であります都市計画部計画調整室への「専用お問合せフォーム」(「北千里駅前の再整備」に関する市ホームページの最下段)をご活用いただくか、計画調整室のメールアドレスに送付いただきますよう、お願いいたします。</p>	計画調整室	R5.10.30	R5.11.10



令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
17	続-72.『市報の正誤表』の周知方法の改善要望	<p>吹田市報に誤り(今年は14件)があった場合の周知は現在、市のHP⇒広報紙「市報すいた」⇒市報すいたの訂正とお詫びのサイトに掲載のみであり、市HP(Top頁)の到着更新情報ならびに翌月の市報に掲載された記憶がありません。</p> <p>⇒1:市報に誤りが有った場合は、市HP(Top頁)の到着更新情報のサイトに速やかに掲出されますように。</p> <p>添付画像。吹田市の正誤サイト。他市のHPへの掲出例。</p> <p>⇒2:翌月の市報に掲載されますように。</p> <p>Q:市報のデジタル版は月末に掲出されますが、判明している誤りヶ所は掲出時に訂正済みなのでしょうか?</p> <p>※現状での市民への周知方法では、ネット環境に縁の無い方には正誤について周知されていない事になります。</p> <p>※情報政策室へ供覧願います。</p> <p>※添付の関連画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>市報に掲載している情報に誤りや変更があった場合、市民生活に大きな影響を及ぼすものについては、ホームページでの掲載や翌月の市報で周知するなど、内容に応じて適宜効果的な方法にて周知しております。</p> <p>デジタル版については、PDFデータは納品物になるため、未修正の内容になっています。</p> <p>HTML版については、修正済みの内容を掲載しております。</p> <p>今後PDFデータにつきましても、修正箇所がわかるようホームページ上に掲載するなど、検討してまいります。</p>	広報課	R5.10.30	R5.11.10
18	うるさい暴走バイクについて	<p>11月9日20時40分頃、府道119号線でまた違法改造のバイクが爆音を撒き散らして走っていた。</p> <p>迷惑なので警察による取り締まりをお願いします。</p>	<p>本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.11.10	R5.11.10
19	府営吹田藤白台住宅3棟の自転車駐輪場で自転車カバーに油のようなものがかけられた器物損壊事件について(またですよ!)	<p>11月8日、府営住宅3棟駐輪場に置いてあるママチャリのカバーにまた油のようなものをかけられました。</p> <p>今回で3度目です。吹田警察はいったい何をしていますのか?捜査して早く逮捕してください。</p> <p>軽犯罪すら捕まえられないようでは話にならない。</p> <p>自治会はこの件について回覧も回さないし、防犯カメラについて全く動こうともしないので私から自治会に直接投書をしようと思っている。</p> <p>この件に関する吹田警察への通報をお願いします。早く捕まえるべき。</p>	<p>本件は、大阪府及び警察に係る事案ですので、大阪府及び警察へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.11.10	R5.11.10

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
20	川岸公園について	<p>このたび公園が綺麗に整備され、毎日気持ちよく使わせていただいております。ありがとうございます。</p> <p>時々、せっかく植えられ成長を楽しみにしていた植物が抜き取られていて残念な思いをしておりましたら、住民がご自分の好みの植物を植えておりました。</p> <p>花壇用フェンスも付けられたりして、日に日に公園の出入り口が変貌していきそうです。</p> <p>その方はご自分の家の前の市道に面した街路樹の麓にも植え込みをされます。</p> <p>直接、注意したいのですが近所だけに角がたつし、聞き入れてくれる方でないのもわかっているのに、然るべき部所から嚴重注意と植物撤去、元に戻すよう指導いただけないでしょうか。</p> <p>我々の税金で整備された市民みなさんの共有エリアです。私物化されるのは おかしいです。</p>	<p>無断で公園内で草花を植えている者に対して指導していく旨を、お電話で伝えました。</p>	公園みどり室	R5.11.6	R5.11.14
21	南千里駅周辺の路上喫煙について	<p>南千里駅前の広場のような場所、バス停やセブンイレブンスタバなどの前の広場の段差に座ってタバコを吸う人が多く どこかお店の中に避難したとしてもタバコ臭が入って来るので逃げられず最悪です。</p> <p>バス停にいる人たちにも受動喫煙させていますし、小さな子供たちも多い場所なので禁煙と分かりやすく大きく複数掲示して頂けませんか？</p> <p>禁煙と掲示するのと同時に、喫煙所(とはいえ煙ダダ漏れなので構造には問題大有りではありますが…)はあちら！などと喫煙者を喫煙所へ誘導することも必要だと思えます。せっかく近くに喫煙所がある意味がありませんし、受動喫煙をなくすために喫煙所は密室にしてほしいです！</p> <p>広場前のカフェで外のテーブルを利用しているお客さんたちも受動喫煙させられ可哀想ですし、今朝も複数喫煙者が居て風もあったので私はコンビニに行きたかっただけに煙を浴びて本当に臭くて苦しかったです。どうか対策をお願いいたします！</p>	<p>禁煙の掲示について及び喫煙所の密閉化について 南千里駅前の禁煙掲示につきましては、管理者と設置場所について検討いたします。</p> <p>また、南千里駅の喫煙所につきましては、現在のところ密閉化の予定はございませんが、既に設置しておりますJR岸辺駅及び吹田駅に設置しております卒煙支援ブースの効果を検証のうえ検討してまいります。</p> <p>歩きタバコや路上喫煙の相談は多々いただいているため、不定期にはなりますが路上喫煙防止啓発員により都度現場確認を行い、喫煙マナー向上に向けて啓発活動を実施してまいります。 (担当:環境政策室)</p> <p>公園内の掲示について 公園での喫煙につきましては、南千里駅前の広場に限らず色々要望をいただき、看板の内容や設置場所等、試行錯誤しております。南千里駅前の広場につきましても、啓発看板の設置について関連部局と連携して検討いたします。 (担当:公園みどり室)</p>	環境政策室、公園みどり室	R5.11.1	R5.11.15
22	理容店における健康増進法30条違反2件	<p>10月19日、市内理容店の店内における喫煙器具の設置を2件見かけた。</p> <p>健康増進法30条違反であるので是正を指導されたい。</p> <p>特にうち1件はこれまで何何何何何度も指摘しているところである。</p> <p>早く違反を吹田市民に公表して市民等が誤って同店に入店しないよう受動喫煙を防止する措置を吹田市は講ずるべきである。それとも吹田市内においては理容店内は喫煙が可能なのであろうか？</p> <p>(1) ○○ (2) ○○</p>	<p>○○について、通報を受けまして現地確認を行い、健康増進法等の趣旨・内容を説明した上で、喫煙器具を撤去し、改善するよう助言を行いました。</p> <p>また、○○につきましては、8月8日付けで施設の管理権原者に対し、法令の規定に基づく指導を書面にて行ったところです。</p> <p>このたびの通報を受け、現地確認を行ったところ、喫煙器具が撤去されていなかったため、再度書面等による改善に向けた助言・指導を行います。</p>	健康まちづくり室	R5.11.1	R5.11.15

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
23	マンション工事について	マンション工事ですが祝祭日は禁止のはずですが、吹田市垂水町三丁目では朝8時過より大音響が響いております。特例? 賄賂? 何故工事が出来るのでしょうか? マンション住民を代表して質問します。	<p>現地を確認しましたところ、重機等を使用する作業である特定建設作業ではありませんでした。</p> <p>法令では、特定建設作業に関しては、日曜日・祝日の作業を規制しておりますが、その他の作業については規制はございません。</p> <p>ただ、施工業者には近隣住民の生活環境に配慮して作業するよう指導しております。</p>	環境保全指導課	R5.11.6	R5.11.15
24	自転車の危険運転に関して	<p>過去に同様の問い合わせも多々あるようですが、自分自身も2週連続で危険な思いをしたため意見させていただきます。</p> <p>江坂駅や江坂公園周辺の歩道、江坂公園内、及び内環状沿いの歩道上で異常なスピードで運転する自転車に轢かれそうになりました。また、去り際に暴言を吐かれたこともあります。</p> <p>市としても運転マナーの向上のための啓蒙活動や、または警察と連携しての取り締まり等、対策していただくことはできないでしょうか。</p> <p>今後も家族ともども、安心して暮らすためにご検討いただけると大変有難いです。宜しくお願いします。</p>	<p>自転車は道路交通法上の「軽車両」に該当し、原則車道の左端を走行することが法律で定められています。また歩道走行が認められる場合についても、歩道の車道寄り部分を徐行し、歩行者優先で徐行しなければなりません。</p> <p>しかしながら、交通ルールや運転マナーの認知度や遵守意識は依然として低く、一部の利用者による危険な運転が見受けられるのが実情であります。</p> <p>本市におきましては、吹田警察署と連携して、春秋の交通安全運動期間中の街頭啓発、市内全小学校を対象とした交通安全教育の実施、また吹田警察署では中学校・高等学校・大学及び事業者などに交通安全講習を実施し、自転車利用者に対する交通ルールの遵守徹底と運転マナーの向上に取り組んでいるところです。</p> <p>今後も様々な機会を捉えて、自転車安全利用の推進に努めるとともに、吹田警察署にも本要望を伝えてまいります。</p>	総務交通室	R5.11.6	R5.11.15

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
25	「全庁的な周知を行う」以上の改善策を求めます	<p>・シティプロモーション推進室 御中 シティプロモーション推進室のホームページを確認しました。 記入例を修正いただきありがとうございます。 「手書きでの申請時にボールペンでの記載につきましては、申請書の改ざんや書類保管時に申請内容が不明になることを防止するためお願いしているものです。」とありますが、吹田市にあるすべての書類に記載されていないのであれば、記載が必要なのか疑問が残りますが、記入例のみに記載しており、申請書自体には記載されていないので、手書きが必須であると間違っ可能性も低いことから、これ以上、意見は申し上げません。</p> <p>・企画財政室 御中 以下の回答をいただきましたが、以前に「全庁的な周知を行う」を行うと回答があったことに対して、全庁的な周知が行われていませんでした。 <a href="https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default/project/_page_/001/024/212/R5.2.pdf">https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default/project/_page_/001/024/212/R5.2.pdf</a> 再度「全庁的な周知を行う」では、以前と同様の対応であり、改善されないと考えます。 全庁的な調査を行い、調査結果を公表するなど、さらなる改善策を求めます。 本来必要のない押印行為によって、市民に負担を強いた事を踏まえ、改善してください。 今後、このような問い合わせを繰り返さなくて済むように、うやむやにせず、本腰を入れてのご対応をお願いいたします。</p> <p>〇〇様 5吹市総第 8597-2号 令和5年11月1日 (2023 年) 吹田市長 後藤 圭二 (公印省略) 【再依頼】証明書等の証明書欄の削除について(回答) 平素は市政発展のために御協力いただき、厚くお礼申し上げます。 令和5年(2023 年)10 月 20 日に送信いただきました標題の件につきまして、別紙のとおり回答させていただきます。</p> <p>・本件に関するホームページの修正等について ホームページの修正につきましては、本日完了いたしましたのでお知らせいたします。お問い合わせから修正までにお時間を頂戴し申し訳ございません。 手書きでの申請時にボールペンでの記載につきましては、申請書の改ざんや書類保管時に申請内容が不明になることを防止するために、お願いしているものです。 (担当シティプロモーション推進室)</p> <p>・押印欄の全庁的な見直しについて 令和5年2月9日に押印見直し後の申請書様式等の確認について全庁的な依頼があり、当室でも確認いたしましたが、捺印までに認識が及ばず、修正ができていなかったものです。(担当シティプロモーション推進室) 申請書等につきまして、御意見いただきありがとうございます。 本件につきましても、既に押印を廃止した書類であり、対象でございます。 以前いただきました御意見を受け、押印不要などの見直しを行った申請書等につきまして、見直し内容の反映や記載方法の丁寧な説明など、見直しの趣旨に沿った御案内となるよう庁内に周知しましたが、今一度確認を行うよう、全庁的に周知いたします。 (担当企画財政室)</p>	<p>全庁的な周知に際しましては、再度、各室課においてホームページに掲載されている様式等について押印不要となるものは修正が正しく行われているかどうかを確認するとともに、確認結果についても報告を提出するよう求めました。 今後とも、市民の皆様に関わりやすい表記となるよう努めてまいります。</p>	企画財政室	R5.11.2	R5.11.16
26	青山台中学校部活動について	<p>数年後に青山台中学校に進学予定の娘がいます。 青山台中学では女子の運動部が水泳部、バドミントン部、陸上部しかありません。 知り合いの方が色々と学校に働きかけてくださりましたが、移行期の現在、新しい部活動を創設するとはできないという回答だったようです。 吹田市として、中学校の部活動の方向性はどのようになっているのでしょうか。外部委託に移行するにしても、受け皿を作ってから部活動を減らしてほしいです。 保護者は先生でなくても民間委託でも隣の中学と合同でもいいため、興味のある部活動をさせたいと思っています。中学生にとって民間クラブでは、なかなか塾との両立が難しく、授業後すぐに活動できるクラブ活動はとて貴重な場です。 吹田市としての方針を教えてくださいませんか。</p>	<p>本市教育委員会としては、生徒の部活動の活動機会を確保するための手法として、令和6年度より顧問の不在により存続が困難な市内中学校5校5部活動に外部委託による指導者の配置の試行実施を予定しております。 試行実施の検証をしつつ、自校に部活動が無い場合でも他校の部活動に参加ができるような手法等、持続可能な部活動を目指し、今後の生徒の活動機会を確保できるような「部活動のあり方」を模索してまいります。 今回いただきましたお声も貴重なご意見として承り、よりよい環境構築を目指してまいります。</p>	教育未来創生室	R5.11.9	R5.11.17

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
27	<p>続-69-2.『吹田市庁舎建設60周年記念行事ならびに市HPに吹田市庁舎の建設記録を要望』</p>	<p>10月16日に投稿(下記に再掲)。⇒11月1日に総務室 庁舎管理担当からの回答は「本庁舎につきましては現在改修工事を実施しており、市ホームページにおきまして、そちらの進捗状況を掲載しています。今後、当該ホームページの充実につきましても、検討をいたします。」 ⇒回答内容が、投稿内容に対して噛み合っておりません。 Q1:後藤 吹田市長様へ。吹田市庁舎の低層棟が60周年を迎える年であり、何らかの記念行事が必要だと思いますのでご見解を、お聞かせ願いますでしょうか。よろしく願い致します。 Q2:現在の泉町の吹田市庁舎(木造⇒低層棟・中・高層棟)の建設記録が市HPに皆無です。市民として恥ずかしく、また吹田市の業務運営が残念に思えます。 ※市民総務室 広聴担当の方へ。この投稿は、市の儀式に関する業務を行ってられる秘書課長様に転送をお願い致します。 -----【10月16日に投稿(再掲)】----- 吹田市庁舎の低層棟は、1963年(昭和38年)吹田市役所-新庁舎(低層棟)完成から60年目(還暦)になり節目の年です。これは、木造庁舎の一部が1955年(昭和30年)に焼失によるものです。昭和38年頃の人口は18万人?の時代で記念すべき年です。 吹田市庁舎は、吹田町が周辺の町との合併により吹田市が発足しましたが、市制施行当時の市庁舎は吹田町の役場だったと記憶が有り(後に済生会吹田病院?)、最初は泉町に木造の庁舎建設⇒低層棟⇒中層棟⇒高層棟の建設と変遷。 吹田市庁舎の低層棟の計画は、当初は5階建て(エレベーターも設置)が3階建てに変更。これは、財政的な問題でやむなく3階建てに変更されたものと推測します。 ⇒吹田市のHPには、何の記録もありません。市庁舎の建替え計画のみです。 市HP⇒吹田市の紹介⇒市のプロフィール⇒吹田市の沿革のサイトには、市庁舎建設の記述が皆無です。 吹田市で生まれ育った私は、身近な歴史・出来事を知る事により、先人の苦労・努力・功績が分かり、吹田市への愛着の気持ちが沸きます。記録は後世に引き継ぐ必要があると考えます。歴史を大切にする吹田市になって欲しいです。 1)吹田市のHPにアーカイブのサイトを要望。加えて、吹田市のHPの掲出位置を繰り上げて、市民の目に触れ易くするためにも、“吹田市の紹介”のサイト内をお願いします。 2)記念式典などのイベントの開催の要望。 ⇒後藤 吹田市長様は、何らかの指示をお願いします。 3)イベントの開催時には、当時の写真等のパネル展示などの開催を要望。出来れば、開発前の写真or 地図がありましたらお願いします。 ※今回の投稿は、後藤市長様が10月21日に済生会千里病院の創立20周年記念式典・祝賀会に出席される事を知った事によるものです。</p>	<p>総務室におきまして、本庁舎等の市の建築物に関する記念事業は実施を予定しておりませんが、本市では市制施行に関する周年記念事業を実施しており、近年では、令和元年度から令和2年度にかけて、市や吹田市制施行80周年プロジェクト会議等が市制施行80周年を記念して様々な行事の開催などに取り組みました。 また、市のホームページにおいて、本庁舎における建築物の変遷に特化した内容を掲載する予定はございませんが、「市の沿革」ページにおいて、市政施行当時からこれまでの歴史を様々な出来事に触れ紹介しております。</p>	総務室	R5.11.13	R5.11.17



令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
28	<p>統-74。10月31日掲出の市HPタイトル『【ひとり親世帯分】令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金』の改善要望</p>	<p>1)市HP(Top頁)の「大切なお知らせ」には、“4月25日”の表記で、サイトの更新日の“10月31日”との整合性が有りません。更新日に合わせる必要あり。          ⇒添付画像-1 子育て世帯給付。大切なお知らせ          加えて、更新日の“10月31日”には、市HP(Top頁)の「新着情報欄」には、掲出されていません。参考:「新着情報欄」初掲出は4月21日で10月31日の間のサイトの更新時(約10回)には掲出されていなかった…と思います。          ⇒添付画像-2 子育て世帯給付。新着情報欄10月31日          ⇒「大切なお知らせ」欄の日付が変更されないと、市民はサイトの更新に気付かれません。          ⇒現状では、対象者に情報が伝わっていないように思えます。          2)サイトの「対象者-2の2行目の“令和3年中の収入”の記述が有りますが、何故“令和4年中の収入”で無いのか、教えて下さい。          3)サイトの「対象者-3の2行目の“基準日以降”の語句が有りますが、サイト内には“基準日はいつ?”についての説明が有りません、記述が必要と思います。          4)「DV等の被害を受けて児童と避難中の方へ」…の項について、【ひとり親世帯以外分】のサイトには記載がありますが、【ひとり親世帯分】のサイトには記載がありません。なぜですか？          5)他市からの転入者の取扱いは、対象となるのでしょうか？          6)支給手続きの項に「対象者の方には、令和5年5月上旬に案内を送付します。(4/21初掲出)」の記述が。⇒サイト内には、「給付金のお知らせの通知」を5月9日～9月15日まで毎月送付されていますが、どのような方なのか教えて下さい。          7)広報課への質問、サイトの更新時の市HP(Top頁)の「大切なお知らせ」欄の日付の更新ならびに「市HP-新着情報欄」への掲出ルールはどのようになっていますか？          8)「大切なお知らせ」欄への掲出は、今回、投稿の内容よりも対策本部が設置されている「特殊詐欺に注意」の掲出が優先されるものと思います。誰が判断されるのでしょうか？。基準を教えてください。          9)DX時代に取組んでおられる情報政策室への質問。事業者・市民に発信する情報はHPが大切です。発信する情報が事業者・市民に正しく、分かりやすく届く事が求められます。見解を願います。           ※添付の関連画像は別メールにて送信。           ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について          吹田市HP(Top頁)の大切なお知らせ欄の日付が2023年4月25日の表示となっておりますのは、すでに御覧になった市民の方に新たな給付金の支給が始まったと誤解を与えかねないことを考慮し、当初に掲載した時点の表記とされているものでございます。更新日の10月31日については、支給時期についてのみ随時更新していることによるものです。新着情報への掲出は給付金の内容が変更になったと誤解を与えかねないため控えておりますが、対象者の方へは支給日を随時ホームページに掲載する旨を別途お知らせしております。          (担当:子育て給付課)</p> <p>2)について          対象者-2の方は、公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当が支給されない方であり、令和5年3月分の児童扶養手当は、令和3年中の収入を基に決定しているため、“令和3年中の収入”となっております。          (担当:子育て給付課)</p> <p>3)について          基準日につきましては、御指摘いただきましたとおり、改めて、ホームページに記載させていただきます。          (担当:子育て給付課)</p> <p>4)について          【ひとり親世帯分】の給付金の受給資格については、児童扶養手当の受給資格に準拠しているため、【ひとり親世帯以外分】のように、給付金の受給資格として「DV等の被害を受けて児童と避難中の方」を対象としていないためです。          (担当:子育て給付課)</p> <p>5)について          転入元市区町村で本給付金を受給しておらず、かつ支給要件に該当する方は対象となります。          (担当:子育て給付課)</p> <p>6)について          児童扶養手当の不足書類の提出等により、選って令和5年3月分の児童扶養手当の支給対象者となった方等が対象となります。          (担当:子育て給付課)</p> <p>7)について          「大切なお知らせ」の日付の更新ならびに「市HP-新着情報欄」への掲出については、発信する内容に応じて発信元の各室課が判断しています。          (担当:広報課)</p> <p>8)について          「大切なお知らせ」につきましては、広報課にて市民生活に影響が大きい内容を掲出するよう運用しています。          (担当:広報課)</p> <p>9)について          情報政策室にて回答希望とのことですが、広報課から回答いたします。          5吹市給第823-2号で回答しましたとおり、市HPではさまざまな市政情報を発信しており、日々、市民のみならず様々な観点の御要望をいただいております。引き続き、多様な御意見、ニーズを参考にしながらわかりやすい情報発信に努めてまいります。          (担当:広報課)</p>	<p>広報課、子育て給付課</p>	<p>R5.11.8</p>	<p>R5.11.20</p>
29	<p>府営住宅3棟花壇への不法投棄について(犯罪です)</p>	<p>府営住宅3棟エントランスにある花壇にチラシが頻繁に不法投棄されています。          回収してもまた不法投棄されていたちごっこ状態です。          数年前までは植木の枝を折られたりタバコの吸い殻を不法投棄されましたが(当然タバコは動植物には有害で特にそのままの状態でも雨が降るとタバコが水に染み出して草花が枯れる原因に)今はその行為者が引越したのか枝を折られたりタバコの不法投棄はありません。          ただいらぬチラシが捨てられているので警察のパトロールや、エントランスへの張り紙等お願いします。</p>	<p>本件は、大阪府及び警察に係る事案ですので、大阪府及び警察へ情報提供させていただきます。</p>	<p>市民総務室</p>	<p>R5.11.20</p>	<p>R5.11.20</p>

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
30	府営住宅1棟ゴミステーション前への不法投棄について(犯罪です)	11月15日19時24分頃、府営住宅1棟のゴミステーションに住人でないと思われる者が自転車で来て開いていないゴミステーション前にゴミを置いてそのまま不法投棄していきました。そのときのゴミの写真是遠くから撮っています。 犯人は40～50代くらいの男で自転車で市道を山田駅方面に逃走。 警察による捜査、検挙をお願いします。	本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.11.20	R5.11.20
31	南千里駅前広場で無許可で路上ライブをしていたことについて	11月11日16時頃、南千里駅前の広場でギター片手に路上ライブしているおじさんがいました。 無許可だと思われますが、無許可での路上ライブは道路の占有にあたり禁止です。 演奏行為の禁止も明確に張り紙で禁止してください。	公園区域内であれば、道路とは違い、音量や時間帯など、他の公園利用者や周囲の迷惑とならない範囲であれば、ギターを弾くこと、歌を歌うことは禁止していません。しかし、程度によっては指導や許可が必要な場合もあることから、注視して参ります。	公園みどり室	R5.11.14	R5.11.22
32	北千里駅ロータリーでの歩きタバコについて(路上喫煙は禁止です)	11月9日17時54分頃、北千里駅の〇〇の前からイオン北千里店にかけて上は薄いグレー、下は黒で白のスニーカーを履いた50～70代くらいの男が歩きタバコをしていた。 本当にモラルが低下している。他に誰も吸っていないのにおかしいとも思わないのか。 ロータリーに路上喫煙禁止の張り紙をお願いします。	いただきました情報につきましては、引き続き指導員活動の参考にさせていただきます。	環境政策室	R5.11.10	R5.11.24
33	市報について	市報について市広報課に問い合わせた時、市民意識調査で特に問題ないので改善する必要ないと言われました。市民意識調査は誰を対象にしているのですか？一部の結果だけで市政を決めるのはおかしくないですか？市民に聞くなら全員に聞くべきではないですか？市政は一部の人達で決めるのではなく幅広く聞けるようにしてください。別にあなた方に市政を任しているわけではありません。今の市のやり方には税金を1円も払いたくない心境です。	市民意識調査につきましては、18歳以上85歳未満の吹田市在住者のうち、無作為抽出した2000人を対象に行っております。 全数調査につきましては、誤差なく正確な結果が得られる反面、膨大な費用や手間がかかるという欠点があるため、当市の市民意識調査では、「対象となるもの一部を調査して、全体を推定する方法」である、標本調査を採用しているものです。 今回、前述の条件を満たす2,000人の対象者に調査をしたところ、有効回答件数1,176件(回収率58.8%)と十分信頼できる市民の御意見を集めることができたと考えております。	市民総務室	R5.11.13	R5.11.27

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
34	続-68-2。『吹田市民病院の70周年記念行事ならびにHPにアーカイブのサイトを要望』	<p>10月16日に投稿(下記に再掲)。⇒10月27日に健康まちづくり室からの回答は「地方独立行政法人であり、その経営や事業運営は市民病院が主体的に行っています」「要望について市民病院へ共有させていただきます」</p> <p>Q1:後藤 吹田市長様へ市民病院が70周年を迎える年であり、何らかの記念行事が必要だと思いますのでご見解を、お聞かせ願いますでしょうか。よろしくお願致します。</p> <p>Q2:1953年に開院されてから2014年に地方独立行政法人化されるまでは、吹田市の所管事業であり、その間の市民の医療を担ってこられた記録は吹田市のHPに何らかの記録が必要と思います。</p> <p>※市民総務室 広聴担当の方へ。この投稿は、市の儀式に関する業務を行っておられる秘書課長様に転送をお願い致します。</p> <p>-----【10月16日に投稿(再掲)】-----</p> <p>吹田市民病院は、1953(昭和28年)年7月に初代市民病院開院(出口町)から70年目になり節目の年です。当時の人口は83,000人の時代で記念すべき年です。</p> <p>⇒吹田市民病院のHPならびに吹田市のHPには、何の情報発信のサイトがありません。加えて片山町に有った市民病院の歴史も何の記事がありません。</p> <p>私は、小学生時にお世話になりました。また肺結核の病棟があった?記憶があります。身近な歴史・出来事を知る事により、先人の苦勞・努力・功績が分かり、吹田市への愛着の気持ちが沸きます。記録は後世に引き継ぐ必要があると考えます。</p> <p>1)吹田市民病院-HPにアーカイブのサイトを要望。加えて、吹田市のHPの吹田市の紹介⇒市のプロフィール⇒“吹田市の沿革”のサイトが、10年間毎の記述しか無く市民病院に關した変遷の情報(含む画像データ)は皆無です。</p> <p>2)記念式典などのイベントの開催の要望。</p> <p>⇒地方独立行政法人 市立吹田市民病院は、吹田市が地方独立行政法人法に基づいて設立。また運営については、吹田市の市長が議会の議決を経て事業が行われます。また理事長及び監事は吹田市の市長が任命。</p> <p>⇒後藤 吹田市長様は、何らかの指示をされる事を願っております。</p> <p>3)イベントの開催時には、当時の写真等のパネル展示などの開催を要望。出来れば、開催前の写真 or 地図がありましたらお願いします。</p> <p>※今回の投稿は、後藤市長様が10月21日に済生会千里病院の創立20周年記念式典・祝賀会に出席される事を知った事によるものです。</p>	<p>Q1について</p> <p>前回の回答のとおり、市立吹田市民病院は地方独立行政法人であり、その経営や事業運営は同病院が主体的に行っていますことから、本件は御要望として同病院へ共有させていただきました。</p> <p>このような御提案を再度いただきましたことは、同病院が開院以来取り組んできた、市民に寄り添った医療の提供が実を結んだ賜物と感じています。</p> <p>70周年という節目を迎え、これまでの歩みを振り返ることは意義あるものと考えますが、一方で、同病院には地域の医療機関では担うことができない医療提供を行う、二次医療機関としての役割を日々適切に果たす責務がございます。</p> <p>また、今般の医師の働き方改革推進等の医療現場を取り巻く情勢を鑑みますと、市といたしましては、記念行事の開催は困難と考えています。</p> <p>この度の〇〇様の御提案は、医療現場を支える医師や看護師等の支えになるものであり、厚くお礼申し上げます。引き続き、市民に心ある医療が提供できるよう、同病院と連携してまいります。</p> <p>(担当:健康まちづくり室)</p> <p>Q2について</p> <p>いただきました御意見を参考に、ウェブサイトの内容の充実に努めてまいります。</p> <p>(担当:広報課)</p>	広報課、健康まちづくり室	R5.11.13	R5.11.27
35	万博の花火がうるさすぎる!	<p>万博記念公園の花火がうるさすぎて迷惑!</p> <p>吹田市の1番南部に居るのに振動まで感じる。</p> <p>夏の一回とかであれば風物詩としてとらえられるが、万博は頻りに花火をしていて本当に迷惑!</p> <p>動物も人にもストレス。</p> <p>なぜ迷惑をかけられてる市民の声は聞かず自分たちの利欲のためだけにここまで頻りに開催するのか!</p> <p>年に何回してる?</p> <p>10回近くしてる!</p> <p>一分の人間が愉しめばいいと考えてるらしいがいい加減にしてほしい。</p> <p>市による嫌がらせとしか思えない!</p>	<p>本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.11.27	R5.11.27

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
36	京阪バスのJR吹田から守口市間について	<p>京阪バスのJR吹田から守口市間が12月16日で廃止することになりました。</p> <p>しかしながら、吹田から上新庄や守口市に行くのは貴重でたまにはありますが利用します。</p> <p>利用者はたしかに朝夕でも空いてるのですが必要なお客さんがいるのもたしかです。</p> <p>阪急バスか大阪シティバスが朝夕だけでもいいので引き継いでほしいのと大阪シティバスがやっているオンデマンドバスを吹田市と東淀川区、守口市にもしてほしいです。よろしく願いいたします。</p>	<p>阪急バス(株)にお聞きしたところ、慢性的な運転手不足のため当該路線を引き継ぐことは困難であるとの回答を受けております。</p> <p>大阪シティバスについても同様の回答を受けております。</p> <p>バス事業者につきましては、全国的に慢性的な運転手不足があり、本要望等のご対応が困難であることをご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>	総務交通室	R5.11.13	R5.11.28
37	北千里駅周辺のピアノ池付近での歩きタバコについて	<p>11月11日17時55分頃、藤白台のピアノ池に並行する制限30キロの市道でタバコの匂がしました。</p> <p>ピアノ池付近では2人の男が歩いていましたが、該当する人物は特定できず。</p> <p>知られていない条例など意味がない。</p> <p>もっと広報活動等していただきたい。阪急電車と協力して車内に禁煙の広告を貼るとか。</p>	<p>いただきました情報につきましては、引き続き指導員活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R5.11.14	R5.11.28